

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 4 号
件 名	利益の二重取りとなる白根北部工業団地開発事業に対する工業用地環境整備事業補助金5,000万円交付の中止を求めることについて
要 旨	<p>1 工業団地開発行為・工事が終わってからの市街化区域への変更について</p> <p>この白根北部工業団地の開発行為は、都市計画法第34条第10号の特例の法解釈を使って、市街化調整区域のまま平成31年2月15日に開発行為許可になり、同年2月28日に工業用地は、廣瀬・白根不動産に所有権移転、同年3月22日に起工式が行われて着工、翌年の令和2年5月15日に工事完了届が提出されました。</p> <p>続く同年6月1日に開催された新潟市都市計画審議会で、市街化調整区域から市街化区域への変更が可決され、このことについて「県の異存ありません、国の同意する」の認可を受けて、7月17日の新潟市長告示でようやく本来の市街化区域に変更になりました。</p> <p>2 支援要望書、工業用地環境整備事業補助金制度、後づけの補助金交付について</p> <p>この工事着手後の同年3月27日に、8地区の工業団地各地権者代表から開発行為支援要望書が提出され、市長が受け取って、同年5月21日に副市長決裁で同補助金制度が制定され、同年7月1日から制度が開始されました。そして担当課は、支援要望をした8地区の代表者に、制定した補助金制度を説明しました。</p> <p>支援要望書をよく見ると、なぜか補助金をもらう権利のない、元の地権者が名を連ね、地権者である廣瀬・白根不動産は名を連ねず、支援要望をしていません。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和2年9月17日 文教経済常任委員会
受 理	令和2年9月9日 第252号

なぜか支援要望をしていない廣瀬・白根不動産に対しては、わざわざ担当課が後づけとなった補助金制度の説明をして、この説明に基づいて廣瀬・白根不動産が同補助金交付指定申請書を提出し、新潟市は、通常ではあり得ない異例の速さの2日間で決裁し、同補助金交付指定通知書を交付しています。後づけの補助金交付です。

### 3 補助金交付の必要がない開発行為許可について

この開発行為の許可は、当然新潟市の審査の結果であって、この審査、許可のときにはこの補助金制度はなく、廣瀬・白根不動産は、資金計画から何から何までの計画を立てての採算を考慮、必要な利益を見ての事業計画を立てての開発行為許可申請であり、新潟市がこの事業計画を審査して許可をしたものです。当然、補助金の交付がなくても、採算、必要な利益が見込める開発行為許可です。

### 4 まとめると、廣瀬・白根不動産には、二重の利益となる補助金の交付について

都市計画法の後づけ、特例の法解釈や、後づけの補助金制度の制定で、なぜ支援要望をしていない廣瀬・白根不動産に、二重の利益となる補助金を交付するのか。経過を考察すると、この補助金交付は、執行部側の入念な計画で、議会をもうまく取り込んだ出来レースであると推定できます。

については、この補助金交付は、物の道理に反し、市民感情から考えても市民の誰もが納得し難く、中止するべきものと考え陳情いたします。